

大口町告示第10号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成23年3月1日から本町建設部都市整備課に備え縦覧に供する。

平成23年3月1日

大口町長 森 進

1 供用及び処理開始年月日

平成23年4月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町上小口二丁目及び上小口三丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸5-1号幹線
起点	大口町余野三丁目地内
終点	大口町上小口二丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり